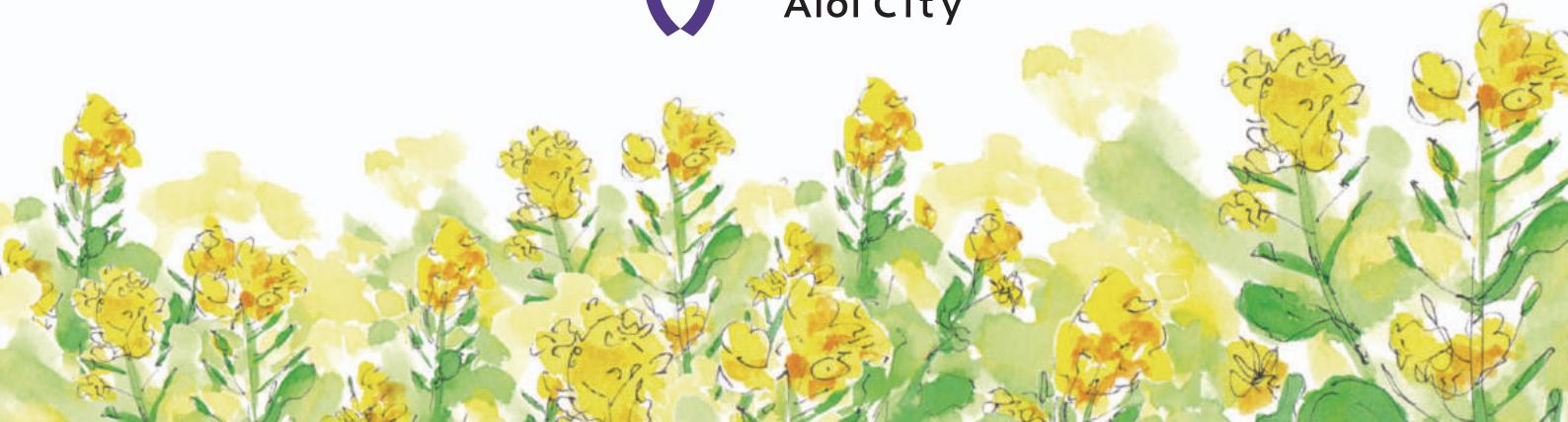


ご遺族の方へ

おくやみハンドブック



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

相生市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、

一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

相生市役所 ☎ 678-8585

兵庫県相生市旭一丁目1番3号

0791-23-7111 (代表)

もくじ

第1 身近な方が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ（目安）-----	P3
第2 市役所や公的機関等で行う手続き-----	P5
第3 各種無料相談-----	P34
第4 市役所以外で行う手続き一覧-----	P35
第5 ご遺族メモ-----	P37

MEMO



第1 身近な方が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ（目安）

3ヵ月以内

4ヵ月以内

届出・手続

- 相続放棄・限定承認
- 相続財産調査
- 相続人調査
- 遺言調査・遺言書の検認
- 公共料金等の手続
- 年金関係の手続
- 健康保険・世帯主変更
- 死亡届等

税金

- 所得税の準確定申告

10ヵ月以内

1年以内

- 払戻・解約・名義変更等
- 遺産分割協議

- 相続税の申告

- 遺留分侵害額請求

相生市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、
5ページへに窓口一覧を掲載しています。

⟨P5～⟩
必要な手続きの
窓口一覧

⟨P9～⟩
必要な手続きの
詳細について

⟨P35～⟩
市役所以外で行う
手続きの
窓口一覧

第2 市役所や公的機関等で行う手続き

ページ	項目	手続き内容	担当部署	担当窓口
P9	広報紙掲載	広報紙「広報あいおい」への掲載	企画広報課 秘書広報係	市役所1号館 2階
P10	マイナンバー カード等	マイナンバーカード等の返納 印鑑登録証の返納	市民課 市民係	市役所1号館 1階2番窓口
P11	国民 健康保険・ 後期高齢者 医療制度	葬祭費の申請		
P12		相生市国民健康保険	市民課 国保年金係	市役所1号館 1階3番窓口
P13		兵庫県後期高齢者医療保険		
P15	各種福祉医療 制度	高齢期移行受給者証		
P16		乳幼児等医療費受給者証・ 子ども医療費受給者証	市民課 国保年金係	市役所1号館 1階3番窓口
		重度障害者医療費受給者証・ 高齢重度障害者医療費受給者証		
		母子家庭等医療費受給者証		
P17	年金	年金受給権者死亡届		
		死亡一時金の請求	市民課 国保年金係	市役所1号館 1階3番窓口
		未支給年金の請求		
		農業者年金	農業委員会 事務局	市役所2号館 2階窓口
P18	税金	市民税・県民税	税務課 市民税係	市役所1号館 1階6番窓口
P19		軽自動車税		
P20		固定資産税・都市計画税	税務課 資産税係	市役所1号館 1階5番窓口
P21		納税に関する相談		
		市税口座振替の解約・変更	徴収対策室	市役所1号館 1階7番窓口
P22	介護・高齢者	介護保険関係 緊急通報システム関係	長寿福祉室	総合福祉会館 1階窓口

第2 市役所や公的機関等で行う手続き

ページ	項目	手続き内容	担当部署	担当窓口
P22	障害	障害者手帳の返還 重度心身障害者福祉年金 特別障害者手当・障害児福祉手当 重度心身障害者介護手当 日常生活用具 兵庫県心身障害者扶養共済制度	社会福祉課 障害福祉係	総合福祉会館 1階窓口
P23 P24	子育て	保育施設 児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 交通遺児	子育て元気課 子育て支援係	総合福祉会館 2階窓口
P25 P26	墓地	市営墓地使用許可申請 市営墓地の返還 市営墓地使用許可証の内容変更 市営墓地使用権の承継 市営墓地納骨届 改葬届 合葬式墓地	環境課 管理係	市役所2号館 1階窓口
P27	飼い犬	犬の登録事項変更	環境課 管理係	市役所2号館 1階窓口
P27 P28	農地・森林	農地相続 森林相続	農業委員会事務局 農林水産課 工務地籍係	市役所2号館 2階窓口
P29 P30	住宅	市営住宅入居者の入居承継申請・返還届 空家	建設管理課 建設総務係 地域振興課 まちづくり推進係	市役所2号館 2階窓口 市役所3号館 1階窓口

第2 市役所や公的機関等で行う手続き

ページ	項目	手続き内容	担当部署	担当窓口
P31	上水道	水道の閉栓・使用者の名義変更等	西播磨水道企業団 営業課	☎0791-22-7231
P31 P32	下水道	下水道の休止・使用者の名義変更		
		下水道事業受益者負担金の 徴収猶予者の名義変更	建設管理課 下水管理係	市役所2号館 2階窓口
		水洗便所等改造貸付金の 利用者変更		
P33	ごみ	不用品の整理を行う場合	環境課 管理係	市役所2号館 1階窓口
P33	社会福祉 協議会	社会福祉協議会での手続き	社会福祉協議会	☎0791-23-2666

MEMO

1 広報紙掲載について

ご家族が亡くなられたことを広報紙「広報あいおい」に掲載を希望される方は、下記の広報掲載申出書に必要事項をご記入のうえ、市民課市民係まで、お早めにご提出ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

企画広報課 秘書広報係

☎ 0791-23-7123

-----きりとり線-----

広報掲載申出書

(ふりがな)			
亡くなられた方の氏名			
亡くなられた方の生年月日	大正・昭和 平成・令和	年	月 日
亡くなられた方の年齢	満	歳	
亡くなられた方の住所	相生市		
亡くなれた日	令和	年	月 日

上記について、広報紙「広報あいおい」に掲載することを申し出ます。

(あて先) 相生市長

令和 年 月 日

(申出人) 住所

氏名

亡くなられた方との続柄

電話番号

※上記申出人は、亡くなられた方の配偶者または直系の親族の方に限らせていただきます。

※広報紙「広報あいおい」への掲載月につきましては、広報掲載申出書の提出時期によります。

2 マイナンバーカード・住民基本台帳カードについて

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方が亡くなられたときは、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの返納（返納届を提出していただきます。）が必要です。

※同一世帯員または同一世帯に世帯員がいない場合は、死亡届の届出人が返納してください。それ以外の方が返納する場合、委任状が必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 市民係

☎ 0791-23-7129

3 印鑑登録証について

印鑑登録をされていた方が亡くなられたときは、印鑑登録証の返納が必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 市民係

☎ 0791-23-7129

MEMO

4 葬祭費について

「相生市の国民健康保険に加入されていた方」及び「兵庫県後期高齢者医療保険制度に加入されていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に対して50,000円が支給されます。

◆手続きに必要なもの

1. 手続きを来られる方の本人確認ができるもの（免許証等）
2. 亡くなられた方の被保険者証（既に返還された場合は不要）
3. 会葬礼状（会葬礼状がない場合は、窓口にて申立書の記入が必要）
4. 葬祭を行った方（喪主）の振込先口座がわかるもの（通帳等）

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

※代理の方が手続きをする場合は、委任状及び代理の方の本人確認ができるものが必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 国保年金係
☎ 0791-23-7154

MEMO

5 相生市国民健康保険について

相生市の国民健康保険に加入されている方が亡くなられたときは、被保険者証の返還が必要です。

なお、相生市の国民健康保険に加入されている世帯の世帯主が亡くなられ、変更があった場合は相生市の国民健康保険被保険者証の世帯主名が変更となります。

また、国民健康保険税の精算、高額療養費等の手続きが必要な場合があります。

◆手続きに必要なもの

1. 手続きを来られる方の本人確認ができるもの（免許証等）
2. 亡くなられた方の相生市の国民健康保険被保険者証等
(世帯主に変更があった場合は、世帯全員分が必要)
3. 代表相続人の口座番号がわかるもの（通帳等）

※相生市国民健康保険税の口座引き落としを希望される場合は、金融機関の通帳及び届出印をご用意ください。

※代理の方が手続きをする場合は、委任状及び代理の方の本人確認ができるものが必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 国保年金係
☎ 0791-23-7154

MEMO

6 兵庫県後期高齢者医療保険について

「兵庫県後期高齢者医療保険制度に加入されていた方」が亡くなられたときは、被保険者証の返還が必要です。

また、後期高齢者医療保険料の精算、高額療養費等の手続きが必要な場合があります。

◆手続きに必要なもの

1. 手続きを来られる方の本人確認ができるもの（免許証等）
 2. 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証等
 3. 代表相続人の口座番号がわかるもの（通帳等）
- 【亡くなられた方と相続人の方が別世帯の場合】
4. 亡くなられた方と相続人の方の関係がわかるもの（戸籍等）

※代理の方が手続きをする場合は、委任状及び代理の方の本人確認ができるものが必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 国保年金係

☎ 0791-23-7154

MEMO



7 各種福祉医療制度について

(1) 高齢期移行受給者証

高齢期移行助成事業を受けられていた方が亡くなられたときは、受給者証の返還が必要です。

◆手続きに必要なもの

1. 手続きを来られる方の本人確認ができるもの（免許証等）
2. 高齢期移行受給者証

※代理の方が手続きをする場合は、委任状及び代理の方の本人確認ができるものが必要です。

(2) 乳幼児等医療費受給者証・こども医療費受給者証

乳幼児等医療費助成事業・こども医療費助成事業を受けられていた方が亡くなられたときは、受給者証の返還が必要です。

また、対象児童の保護者が亡くなられたときは、保護者変更の手続きが必要です。

◆手続きに必要なもの

1. 手続きを来られる方の本人確認ができるもの（免許証等）
2. 乳幼児等医療費受給者証またはこども医療費受給者証

※代理の方が手続きをする場合は、委任状及び代理の方の本人確認ができるものが必要です。

(3) 重度障害者医療費受給者証・高齢重度障害者医療費受給者証

重度障害者医療費助成事業または高齢重度障害者医療費助成事業を受けられていた方が亡くなられたときは、受給者証の返還が必要です。

◆手続きに必要なもの

1. 手続きを来られる方の本人確認ができるもの（免許証等）
2. 重度障害者医療費受給者証または高齢重度障害者医療費受給者証

※代理の方が手続きをする場合は、委任状及び代理の方の本人確認ができるものが必要です。

(4) 母子家庭等医療費受給者証

【申請】

18歳に達する年度末までの児童（20歳未満の高校在学中の児童を含む。）を監護する母、父またはその児童を養育している方が亡くなられたときは、その方に代わり、その児童を監護（養育）する方が申請の対象となります。

◆手続きに必要なもの

1. 手続きを来られる方の本人確認ができるもの（免許証等）

※その他申請書類についてはお問い合わせください。

※申請受理日から助成対象となります。（所得制限あり）

※代理の方が手続きをする場合は、委任状及び代理の方の本人確認ができるものが必要です。

【返還】

母子家庭等医療費助成事業を受けられていた方または対象児童が亡くなられたときは、受給者証の返還が必要です。

◆手続きに必要なもの

1. 手続きを来られる方の本人確認ができるもの（免許証等）
2. 母子家庭等医療費受給者証

※代理の方が手続きをする場合は、委任状及び代理の方の本人確認ができるものが必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 国保年金係

☎ 0791-23-7154



8 年金について

年金に関する手続きにおいて、亡くなられた方の加入履歴、受給状況等により、手続内容（死亡届、死亡一時金・未支給年金等の請求）及び提出書類は異なります。それに伴い、提出先は市役所または年金事務所となります。

◆手続きに必要なもの

1. 手続きを来られる方の本人確認ができるもの（免許証等）
2. 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの

※代理の方が手続きをする場合は、委任状及び代理の方の本人確認ができるものが必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 国保年金係

☎ 0791-23-7154

9 農業者年金について

亡くなられた方が農業者年金受給者または農業者年金被保険者の場合、農業者年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

◆手続きに必要なもの

1. 「農業者年金証書」または「農業者年金被保険者証」
2. 「戸籍謄本」等死亡日及び申請者との継ぎ柄を確認できる書類

※申請内容によっては、その他書類が必要な場合がありますので、詳細は下記連絡先へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

相生市農業委員会 事務局

☎ 0791-23-7140

10 税について

(1) 市民税・県民税

個人の市県民税は1月1日（賦課期日）現在に住所のある人に対して、前年中（1～12月）の所得に基づいて決定します。したがって、年の途中で亡くなられた方でも、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、翌年の6月に市県民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

市県民税については、下記までお問い合わせください。

税務課 市民税係

☎ 0791-23-7128

所得税・相続税については、下記までお問い合わせください。

相生税務署

☎ 0791-23-0231

音声案内に従い「1」を押す（電話相談センターへ）

所得税については「1」相続税については「3」を押してください

10 税について

(2) 軽自動車税

軽自動車・オートバイ等を所有する方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカーについては、下記までお問い合わせください。

税務課 市民税係
☎ 0791-23-7128

三輪・四輪の軽自動車については、下記までお問い合わせください。

軽自動車検査協会 兵庫事務所 姫路支所
☎ 050-3816-1848



（車検証をお手元にご用意ください）

125ccを超えるオートバイについては、下記までお問い合わせください。

神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2067

（廃車・名義変更については 037 を押してください）

(3) 固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務を承継していただくことになり、相続人代表者指定届の提出が必要です。（地方税法第9条の2）
また、登記名義の変更については、神戸地方法務局龍野支局です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 資産税係

☎ 0791-23-7155

不動産の登記手続きについてについては、下記までお問い合わせください。

神戸地方法務局 龍野支局

☎ 0791-63-3221



(登記の手続案内の予約に関する
ご用件は「2」を押してください)

11 納税に関する相談について

◆亡くなられた方の市税等未納の確認または相談をされるとき

関係書類があればご持参ください。

相続人であることを確認できる書類を求める場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

徴収対策室

☎ 0791-23-7152

12 市税口座振替の解約・変更について

◆市税口座振替の名義人が亡くなられたとき

【解約の場合】

口座振替廃止届に記入していただきます。

◆必要なもの

届出される方の本人確認できるもの

【変更の場合】

預金口座振替依頼書に記入していただきます。

◆必要なもの

変更希望の金融機関の通帳及び届出印

※ご利用いただける金融機関

みなし銀行・播州信用金庫・兵庫信用金庫・近畿労働金庫・相生市農協・兵庫西農協
姫路信用金庫・西兵庫信用金庫・三井住友銀行の本支店、ゆうちょ銀行

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

徴収対策室

☎ 0791-23-7152

13 介護・高齢者関係について

(1) 介護保険関係

- ・介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられたとき

介護保険被保険者証等をご返却ください。

また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、代表相続人の方の口座番号のわかるもの（通帳等）をお持ちください。

(2) 緊急通報システム関係

- ・アイアイコール（緊急通報システム）の利用者が亡くなられたとき

緊急通報システムをご返却ください。

＜返却方法は、①長寿福祉室まで持参または②業者撤去です。＞

①長寿福祉室まで持参の場合は、緊急通報システムをご持参ください。

②業者撤去の場合は、長寿福祉室までご連絡ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

長寿福祉室

☎ 0791-22-7124

14 障害福祉について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方やそのご家族などが障害福祉に関する次のようなお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

1. 重症心身障害者福祉年金
2. 特別障害者手当・障害児福祉手当
3. 重度心身障害者介護手当
4. 日常生活用具の給付等
5. 兵庫県心身障害者扶養共済制度の掛金を納付していた場合

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

社会福祉課 障害福祉係

☎ 0791-22-7167

15 子育て関係について

(1) 保育施設関係

- ア 亡くなられた方のお子様が保育施設に通われているとき
保育施設の認定内容について変更手続きが必要な場合があります。
- イ 保育施設に通われているお子様が亡くなられたとき
保育施設の退所の手続きが必要となります。

(2) 児童手当関係

- ア 児童手当を受給されている方（父または母等）が亡くなられたとき
児童手当のお振り込み先の変更や受給者死亡届、未払分の児童手当の請求にかかる手続き等が必要になります。
- イ お子様が亡くなられたとき
児童手当の額改定または消滅届の手続きが必要になります。

(3) 児童扶養手当関係

- ア 児童扶養手当を受給されている方が亡くなられたとき
児童扶養手当の受給者死亡届や未払分の児童扶養手当の請求にかかる手続き等が必要になります。
- イ 児童扶養手当の対象となるお子様が亡くなられたとき
児童扶養手当の額改定または消滅届の手続きが必要になります。
- ウ 18歳以下のお子様を養育されている方（父または母等）が亡くなられ、新たにひとり親世帯となられたとき
児童扶養手当の対象となる場合があります。該当の有無について、お問い合わせください。

(4) 特別児童扶養手当関係

- ア 特別児童扶養手当を受給されている方（父または母等）が亡くなられたとき
特別児童扶養手当のお振り込み先の変更や受給者死亡届、未払分の特別児童扶養手当の請求にかかる手続き等が必要になります。
- イ 特別児童扶養手当の対象となるお子様が亡くなられたとき
特別児童扶養手当の額改定または消滅届の手続きが必要になります。

(5) 交通遺児関係

ア 小・中学校及び高等学校等に在学中の児童または生徒を監護している保護者が交通事故で亡くなられたとき

交通遺児激励金の対象となる場合があります。該当の有無についてお問い合わせください。

イ 交通遺児激励金の対象児童または対象生徒が亡くなられたとき

交通遺児激励金の受給資格喪失届の手続きが必要になります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

子育て元気課 子育て支援係

☎ 0791-23-7175

MEMO

16 墓地について

(1) 市営墓地使用許可申請

新たに市営墓園（相生市営相生墓園・相生市営東部墓園）に、墓地区画を借り受けたい方で、下記貸し付け条件に合う場合、お貸しすることができます。（ただし、空き区画がある場合です。）

【貸し付け条件】

- ①市内に本籍を有するか、住所をおいて6ヶ月以上経過している方
- ②自宅に焼骨を持っている方
- ③半年以内に墓碑を建立できる方
- ④墓地のない方
- ⑤墓地使用料、管理料を一括納付できる方

※兄弟、親族等での申し込みなど、重複申し込みはできません。

◆手続きに必要なもの

- 1.住民票（本籍が記載されたもの）または「戸籍謄本または抄本」（使用者本人の本籍が記載されているもの）

(2) 市営墓地の返還

市営墓園、墓地をお持ちの方で、墓地が不要になったときは、墓地返還届を提出してください。

◆手続きに必要なもの

- 1.墓地使用許可証または墓地承継使用許可証

【必要事項】

- ・縁石（巻石）を含む墓碑一式（焼骨含む）の撤去を行い、原状回復してください。
- ・墓地を借りてから5年以内の返還は、既納の使用料の5割相当額（千円未満切り捨て）を還付します。

(3) 市営墓地使用許可証の内容変更

転籍や住所変更等により、墓地使用許可証の内容に変更が生じたときは、記載事項変更の届出をしてください。

◆手続きに必要なもの

- 1.墓地使用許可証、住民票または戸籍謄本（抄本）

(4) 市営墓地使用権の承継

市営墓園、墓地の使用権者が亡くなられたなどの場合は、直系親族の中から使用権の承継者を選出し、承継の手続きを行ってください。

◆手続きに必要なもの

1. 承継者と旧使用者の関係が分かる戸籍謄本
2. 墓地使用許可証または墓地使用権承継許可証
(紛失された場合は、環境課へ紛失届を提出してください。)

(5) 市営墓地納骨届

市営墓園、墓地に墓所をお持ちで、そこへ納骨される場合は、届出を行ってください。

◆手続きに必要なもの

1. 納骨する方の火葬許可証または火葬済証明
(紛失された場合は、死亡届を提出した市町村で再発行してもらってください。)

(6) 改葬届（墓内の焼骨の移動）

市営墓園、墓地または市内の墓地内に埋葬している焼骨を改葬（移動）させる場合は、改葬許可証が必要です。

(7) 合葬式墓地

合葬式墓地の借り入れをご希望の方は、環境課へご相談ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

環境課 管理係

☎ 0791-23-7131

17 飼い犬について

飼い主が亡くなられた場合、新たに飼い主となる方は所有者の変更を行ってください。（市外の方に譲渡した場合は、新たな飼い主が住む自治体へ届出をしてください。）

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

環境課 管理係

☎ 0791-23-7131

18 農地相続について

（農地の相続を受けたとき）

法務局で相続登記の手続きを取られたあと、農業委員会で相続の届出書を記載し、提出する必要があります。

◆手続きに必要なもの

1. 相続された方の印鑑
2. 土地の相続登記簿の写し

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

相生市農業委員会 事務局

☎ 0791-23-7140

19 森林相続について

(地域森林計画対象森林の土地の相続を受けたとき)

法務局で相続登記の手続きを取られたあと、農林水産課で相続の届出書を記載し、提出する必要があります。

【期限】所有者となった日から90日以内

◆手続きに必要なもの

1. 土地の位置を示す地図
2. 土地の「登記事項証明書」(写しも可)または、その他届け出の原因を証明する書面
(土地売買契約書、相続分割協議の目録など)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

農林水産課 工務地籍係

☎ 0791-23-7156

MEMO

20 市営住宅関係について

市営住宅入居者が亡くなられたとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建設管理課へお問い合わせください。

対象住宅：再開発住宅・コミュニティ住宅・定住促進住宅
城谷住宅・一の谷住宅・西後明住宅・向山住宅

◆必要な手続き

どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。

(1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

【名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）】※市営住宅継承確認申請書を提出してください。

＜添付書類＞

- (ア) 戸籍謄本等名義人と承継人の関係がわかるもの
- (イ) 請書

(2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合

【住宅を明渡す手続き】

ご親族の方より住宅返還届を提出してください。

(3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合

【異動の手続き】

市営住宅同居異動届の所要事項を記入し、管理人に確認署名をもらってから提出してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

建設管理課 建設総務係

☎ 0791-23-7134

21 お住まいが空家となる場合について

お住まいになっていた家が空家になり、売却・賃貸で活用するお考えがある場合は、「空き家バンク制度」が利用できる場合がありますので、お問い合わせください。

◆空き家バンク制度とは：空家等の売却・賃貸を希望する所有者と、空家等に居住のために購入や借受を希望する方を紹介する制度で、利用には登録が必要になります。

※登録に関する要件（当該空家等が申請者の名義であること等）を満たしていないと登録できません。詳しくは、地域振興課へお問い合わせください。

また、遠方にお住まいであったり、適正管理にまで手が回らないという方については市と協定を結んでいる下記の業者に次のサービス（有料）を依頼することができますので、お気軽にご相談ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

地域振興課 まちづくり推進係

☎ 0791-23-7130

空家の管理等の委託については、下記までお問い合わせください。

公益社団法人 相生・上郡広域シルバー人材センター

☎ 0791-22-4050

空家の修理・解体については、下記までお問い合わせください。

相生建設業協会（窓口：（株）吉村建設）

☎ 0791-29-0041



22 上水道について

水道使用者または水道料金の振替口座の名義人が亡くなられたときは届出が必要となりますので、西播磨水道企業団にお問い合わせください。

◆必要な手続き

- (1) 使用中止、名義変更
- (2) 振替口座、支払方法の変更

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

西播磨水道企業団 営業課

☎ 0791-22-7231

23 下水道について

下水道使用料を納付されている方が亡くなられたときは窓口までお越しください。

※水道水を使用して、下水道に排出している場合は西播磨水道企業団にお問い合わせください。

※井戸水を使用して、下水道に排出している場合は、建設管理課にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

西播磨水道企業団 営業課

☎ 0791-22-7231

建設管理課 下水管理係

☎ 0791-23-7138

24 下水道事業受益者負担金について

受益者負担金を徴収猶予されている受益者の方が亡くなられたときは窓口までお越しください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

建設管理課 下水管理係

☎ 0791-23-7138

25 水洗便所等改造貸付金について

一般家庭が行う水洗便所に改造する工事をするための貸付金制度を受けて、毎月返済をされている方が亡くなられたときは、窓口までお越しください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

建設管理課 下水管理係

☎ 0791-23-7138



26 大量のごみについて

【不用品の整理を行う場合】

大量にごみがあり、その整理を行う場合は、2親等までの親族の方により、美化センターに搬入するか、民間業者に委託して行う方法があります。

また、持ち込める車種や、ごみの種類にも制限があり、事前に予約が必要な場合があります。

その他、民間業者については、市が許可した業者しか美化センターへ持ち込むことができません。詳しくは、環境課へお問い合わせ下さい。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

環境課 管理係

☎ 0791-23-7131

27 社会福祉協議会での手続きについて

(1) 社会福祉協議会へご寄付をお考えの方へ

香典返しとしての金銭預託、車いす・紙オムツなど介護用品の物品預託を受け付けています。

(2) 福祉用具の返却

社会福祉協議会の車いすやシルバーカーなど福祉用具を借りられていた方は返却をお願いします。

(3) 喪服が必要な方へ

喪服の貸出し（5,000円程度）を行っています。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

相生市社会福祉協議会

☎ 0791-23-2666

第3 各種無料相談

内容	開催日	ご予約について	問い合わせ先
行政相談 (国・県・市での手続きなどの相談に 行政相談員が対応)	毎月 第3水曜日	不要	総務課 ☎ 0791-23-7126
ふれあい法律相談 (相続などの相談に弁護士が対応)	毎月 第1・3水曜日	要予約	相生市 社会福祉協議会 ☎ 0791-23-2666
ふれあい心配事相談 (地域の困り事に相談員が対応)	毎月 第2月曜日	不要	相生市 社会福祉協議会 ☎ 0791-23-2666
税務相談 (相続税などの相談に税理士が対応)	2ヵ月に 1回程度	要予約	相生商工会議所 ☎ 0791-22-1234

MEMO

第4 市役所以外で行う手続き一覧

対象	主な手続き	問い合わせ先
厚生年金	・未支給年金 ・遺族厚生年金請求等	姫路年金事務所 姫路市北条1丁目250番地 ☎ 079-224-6382
健康保険 (国民健康保険以外)	・埋葬料(費)の支給申請等	亡くなられた方が 加入されていた 健康保険組合
国税関係	・相続税手続き ・所得税の申告	相生税務署 那波本町6番1号 ☎ 0791-23-0231
不動産登記関係	・土地や家屋等移転登記	神戸地方法務局 龍野支局 ☎ 0791-63-3221
遺言書	・検認、開封	
相続放棄	・相続放棄の申立	被相続人や相続人の 住所地を管轄する 各家庭裁判所
遺産分割協議	・遺産分割協議の申立	
生命保険等	・死亡保険金の請求 ・入院給付金の請求等	加入していた 生命保険会社 または代理店
損害保険等	・名義変更、解約等	加入していた 損害保険会社 または代理店
預貯金口座等	・口座凍結の解除	各金融機関等

第4 市役所以外で行う手続き一覧

対象	主な手続き	問い合わせ先
株式等	・名義変更	証券会社等
国債等	・記名変更 ・償還金受領	償還金支払場所または 証券保管証書に記載の 郵便局
クレジットカード	・解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	・契約継承、解約	各契約会社
インターネット	・名義変更、解約等	各契約会社
NHK受信料	・名義変更、解約等	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
電気・ガス料金等	・契約継承、解約	各契約会社
ケーブルテレビ	・名義変更、解約等	各契約会社
自動車運転免許証	・返納	相生警察署 ☎0791-22-0110

第5 ご遺族メモ

◆家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。
詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◆故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO

MEMO



MEMO

発 行 相生市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2021年12月作成

